

IV. 新規事項

1 直轄事業の新規着工要求海岸

津波・高潮から首都機能を防護することを目的に、直轄事業として新たに東京港海岸を要求する。

海岸名	事業期間	総事業費	防護延長	防護人口	防護面積
東京港海岸	<H19～H27>	約100億円	約8,200m	約16万人	約1,600ha

新規着工理由

東京港海岸背後のゼロメートル地帯には、首都中枢機能や多くの人口・資産が集積しているが、既存の海岸保全施設の多くは老朽化が進み、耐震性も不足している。近年各地で深刻な被害を発生させている高潮や中央防災会議において被害想定が発表された首都直下地震に対する安全性を確保するために、海岸保全施設の老朽化対策及び耐震対策が急務である。加えて、ゼロメートル地帯の高潮対策検討会による提言「ゼロメートル地帯の今後の高潮対策のあり方について」（平成18年1月）においては、ゼロメートル地帯の高潮対策は国土防衛として認識すべき重大な課題であるとされている。また、中央防災会議により決定された「首都直下地震の地震防災戦略」（平成18年4月）においては、首都地域のゼロメートル地帯における海岸堤防・護岸の耐震化対策の10年後の概成を目指すとしてされている。

このため、海岸管理者や民間部門における対策等と密接に連携しつつ、首都機能や人口・資産が集積した高潮危険度の高いゼロメートル地帯の第一線防護のうち、特に大規模かつ緊急対策を要する内水排除対策施設の改良を早急に行う。

2 補助事業の新規着工要求海岸

高潮や海岸侵食等からの防護、老朽化した海岸保全施設の改良等を目的に、補助事業として新たに11海岸を要求する。

事 項	合 計
高 潮 対 策	10
侵 食 対 策	1
合 計	11

3 新規制度等

(1) 海岸耐震対策緊急事業（新規）〔海岸省庁共同要求〕

地震防災対策推進地域等やゼロメートル地帯において緊急的かつ効果的に海岸保全施設の耐震化を推進するため、海岸管理者が策定する5ヵ年程度の「海岸耐震対策緊急事業計画」に基づき、短期間に集中して耐震対策を行う海岸耐震対策緊急事業を創設する。

(2) 直轄海岸災害関連緊急事業（新規）〔河川局・港湾局共同要求〕

災害により被災した直轄海岸において、再度災害の防止を図るため、被災箇所の災害復旧事業に併せて、同様の災害が繰り返されるおそれがある隣接箇所において災害関連緊急事業として必要な対策を実施する直轄海岸災害関連緊急事業を創設する。

(3) 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充〔海岸省庁共同要求〕

海岸に漂着した大規模漂着ゴミについて、堤防・砂浜等の消波機能の低下、水門の防潮機能への障害等、海岸保全施設の機能を阻害する場合に、緊急的に処理を行うことができるよう災害関連緊急大規模漂着流木等処理事業の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミを含む流木等」に拡充する。

(4) 直轄港湾等災害復旧事業の対象範囲の拡充

発災時において、国が整備する基幹的広域防災拠点の所要の機能を確保するため、被災箇所の迅速な応急復旧や周辺港湾の施設の応急復旧等を円滑に実施できるよう、直轄港湾等災害復旧事業の対象範囲の拡充を要求する。